

福祉生活病院常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|------------------|------|--|--|-----------------|
| 2年ー20 (2.6.9) | 福祉保健 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について</p> <p>▶陳情理由 新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、重症者や中等症の患者の治療を行う病院はもちろん、帰国者・接触者外来、発熱外来などにとりくむ医療機関、日常医療を支える病院・診療所や歯科診療所、介護事業所など、すべての関係施設が最前線で奮闘している。</p> <p>現場の努力のかたわら、経営への大きな打撃の問題が浮上してきた。感染者の受け入れの有無に限らず、多くの病院で救急や外来、入院を制限してきた。さらに、通常の検査や手術、健康診査等の制限、患者さんの受診自粛もあり、激しい患者減が起きている。前年と比べて外来患者数が2～3割減り、収入減のため資金ショートが起きかねない状況である。</p> <p>私どもが加盟する全日本民主医療機関連合会（民医連）の医科法人の調査でも、上半期中に資金不足が危惧される法人が約半数、年内に危惧される法人は、4分の3にもものぼることが明らかになった。開業医を中心に構成される鳥取県保険医協会がこのほど実施した緊急アンケートでも医科・歯科とも患者の減少幅が大きく、経営に大きな打撃となっていることが報告されている。</p> <p>医療福祉機構などによる緊急融資はあくまでも借入金で、将来への過大な返済負荷となる。今般政府が示した4月診療分の減収への「前払い」も、実質は新たな借金にすぎず、今回の経営危機の打開策にならない。</p> <p>介護事業所の利用者減も事業収益減をもたらし、事業継続に深刻な困難が生じている。</p> | <p>鳥取県民主医療機関連合会</p> <div data-bbox="1332 395 2011 1197" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本会議 (R2. 6. 30) 委員長報告 会議録 暫定版</p> <p>国においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関や介護事業所を支援するため、持続化給付金制度以外に、日本政策金融公庫や独立行政法人福祉医療機構等による無利子無担保融資制度を実施していることに加え、国の2次補正予算において、感染拡大防止対策に要する経費への支援や医療従事者への慰労金給付が盛り込まれていること。</p> <p>本県においても、マスクや消毒液等の使用状況等を把握しながら、不足が見込まれる事業所に対し、国から配布・斡旋された物資や県備蓄品を順次、配布していること。</p> <p>また、受診控えによる外来減少で減収が生じていることを踏まえ、報酬加算等の財政支援や医薬品等に係る消費税の診療報酬等への補てん状況の調査等について全国知事会を通して国に要望を行っていることから、不採択と決定いたしました。</p> </div> | 不採択 (2.6.30) |

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>地域の医療機関が経営破綻すれば、感染の第2波・第3波は乗り越えられない。よって、以下の陳情を行う。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 鳥取県は、医療機関・介護事業所の経営実態を調査し、事業継続のための支援策を検討すること。2 鳥取県は、国に対して、医療機関・介護事業所の事業継続のために前年実績比の減収分の補填を行うための緊急支援を講じるよう要請すること。3 医療機関では、消費税が、医薬品、医療材料等に課税されているにもかかわらず、十分な対応が、診療報酬上なされていない。鳥取県は、医療機関に関わる消費税率をゼロとするよう国に求めること。 | | |
|--|--|--|--|--|